

地方税法施行規則附則第7条第6項又は第14項の規定に基づく証明書交付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項又は第14項の規定に基づく証明書（以下「証明書」という。）の交付事務に関して、必要な事項を定めるものとする。

(証明事項)

第2条 証明書は、申請家屋において、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第19項に規定する基準に適合する改修工事が行われたことを証明するものとする。

(証明書の申請)

第3条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地方税法施行規則附則第7条第6項又は第14項の規定に基づく証明申請書に、市の助成金を受けて耐震改修した家屋については（1）に掲げる書類を、市の助成を受けずに耐震改修した家屋については（2）から（11）までに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市が発行した助成金額確定通知書の写し
- (2) 耐震改修完了報告書（別記様式）
- (3) 登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書
（建築年月日が記入されたもの）
- (4) 家屋の全景写真
- (5) 耐震改修工事の設計図書（改修前・後の平面図、改修計画等）
- (6) 耐震改修工事前・後の耐震診断書
- (7) 耐震改修工事の施工状況がわかる写真
- (8) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- (9) 耐震改修工事に係る契約書及び領収書の写し
（耐震改修工事部分の費用が分かるもの）
- (10) 建築士免許証の写し・建築士事務所登録通知書の写し・建築業の許可通知書の写し
- (11) 耐震改修の計画において、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行要領（2

5 川ま建管第 4 0 9 9 号) 第 3 条に規定する判定委員会等が発行した判定書等

(証明書の交付)

第 4 条 市長は、前条による申請書を受領し審査した結果、証明書を交付する要件を満たしていると認めたときは、速やかに証明書を当該申請者に交付しなければならない。

(交付場所)

第 5 条 証明書を交付する場所は、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課とする。

(手数料)

第 6 条 手数料は、川崎市手数料条例(昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 1 8 年 6 月 1 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 市の助成を受けずに耐震改修をした家屋において、この要領の施行前に、既に市長へ事前相談等を行っている者については、従前の例により第 3 条(1 1)に掲げる書類の添付を必要としない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 9 年 9 月 2 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(別記様式)

耐震改修完了報告書

地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する改修工事を行いました。
この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

川崎市長 様

年 月 日

申請者：対象家屋の所有者（納税義務者）氏名 _____ 印

申請者の住所 _____

申請者の電話番号 _____

対象家屋の所在地 _____

対象家屋の住所 _____

建築士の会社名・電話番号 _____

建築士氏名 _____

施工業者名・電話番号 _____

施工業者担当者氏名 _____

耐震改修工事部分の費用 _____ 円

* 添付書類

- (1) 登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書
(建築年月日が記入されたもの)
- (2) 家屋の全景写真
- (3) 耐震改修工事の設計図書（改修前・後の平面図、改修計画等）
- (4) 耐震改修工事前・後の耐震診断書
- (5) 耐震改修工事の施工状況がわかる写真
- (6) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- (7) 耐震改修工事に係る契約書及び領収書の写し
(耐震改修工事部分の費用の内訳が分かるもの)
- (8) 建築士免許証の写し・建築士事務所登録通知書の写し・建設業の許可通知書の写し
- (9) 耐震改修の計画において、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行要領（25川ま建管第4099号）第3条に規定する判定委員会等が発行した判定書等